

原文	修正文
<p>④律令制度のもとでの良民と賤民の区別は、しだいにゆるやかとなり、10世紀の初めに賤民制度は廃止された。</p> <p>本文との関連が不適切である。</p>	<p>削除</p>
<p>25番の関連修正(側注がなくなったため)</p> <p>p.53, 215 …役人に取り立て、徴税にあたらせた。</p> <p>④</p>	<p>④を削除</p>
<p>同(関連の適当な箇所に削除内容を挿入するため)</p> <p>p.43, 側注① ただし、公民(良民)と賤民との区別があり、後者は人口の1割以下だったが、公民と差別されていた。賤民の中心は奴婢とよばれる人々で、所有者の財産としてあつかわれる一方、口分田をあたえられていた。</p>	<p>ただし、公民(良民)と賤民との区別があり、後者は人口の1割以下だったが、公民と差別されていた。賤民の中心は奴婢とよばれる人々で、所有者の財産としてあつかわれる一方、口分田をあたえられていた。<u>のちの平安時代になると、公民と賤民の区別はしだいにゆるやかとなり、10世紀の初めに賤民制度は廃止された。</u></p>